

横浜市学校開放事業

～学校施設開放 運営の手引き～

平成 31 年 1 月 改訂

横浜市教育委員会

目 次

あ ゆ み

	[掲載ページ]
I クラブ型組織の運営する学校開放とは	・・・・・・・・・・ 1
II 学校開放について	・・・・・・・・・・ 2
III 学校の役割	・・・・・・・・・・ 9
IV 文化・スポーツクラブの役割	・・・・・・・・・・ 14
V 安心して利用するために	・・・・・・・・・・ 22
■ 学校開放に関する要綱等	・・・・・・・・・・ 24
■ 学校開放事業関係様式	・・・・・・・・・・ 46

※ 学校開放事業に関する内容や様式については、
横浜市生涯学習ページ「はまなび」
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakusyu/open/>)
にも掲載しています。

あ ゆ み

【学校開放を中心とした学校施設使用関係の経緯です】

- 昭和34年 ・全国に先がけ、小・中学校で校庭開放が始まる。(15校)
- 昭和43年 ・「推進校」を設置し、校庭及び体育館を開放する。(30校)
- 昭和45年 ・「特別推進校」を設置し、体育館を夜間開放する。(8校)
・プール開放始まる。(3校)
- 昭和51年 ・小・中学校全校で、校庭開放が始まる。
- 昭和52年 ・団体登録制を導入。地域の方々による自主管理・自主運営が始まる。
・50日(校庭開放)、150日(推進校)、200日(特別推進校)開放となる。
- 昭和55年 ・校庭・体育館開放が、150日または200日開放となる(小・中全体)。
・図書室、特別教室開放が始まる。(14校)
- 昭和57年 ・学校の機械警備化が始まる。(39校)
- 昭和58年 ・校庭の夜間開放が始まる。(1校)
- 昭和59年 ・武道場の開放が始まる。(17中学校)
- 昭和60年 ・校庭・体育館開放が全校で200日開放となる。
(小318校、中134校、その他2校 計454校)
- 昭和63年 ・「横浜市生涯学習基本構想」を策定する。
・コミュニティ・スクールの展開に向けた提言(横浜市コミュニティ・スクール研究会)
- 平成2年 ・コミュニティ・スクールを開設する。(7校)
- 平成4年 ・学校の週5日制が始まる(第2土曜日は学校が休みとなる)。
・学校5日制支援事業が始まる(小学校全体で第2土曜日の午前中、児童・生徒に学校施設を開放する)。
- 平成6年 ・コミュニティ・スクールを、学校施設を活用したコミュニティハウスとして位置づける。
- 平成7年 ・学校5日制の拡大により、第2・第4土曜日は学校が休みとなる(学校5日制支援事業を第2・第4土曜日に実施する)。
- 平成14年 ・学校完全週5日制となる。
- 平成16年 ・学校開放活性化モデル事業を実施する。(3校)
- 平成18年 ・「横浜市学校開放あり方検討委員会」を設置、これからの時代に即した学校開放のあり方について提言を受ける。
- 平成19年 ・提言を受け、学校開放の新たな仕組みとして「クラブ型組織の運営する学校開放」へ4か年をかけて移行。
- 平成23年 ・「クラブ組織の運営する学校開放」となる。

I クラブ型組織の運営する学校開放とは

平成 18 年「横浜市学校開放あり方検討委員会」を設置し、これからの時代に即した事業のあり方について提言を受け、次のとおり「クラブ型組織の運営する学校開放」へと移行しました。

課題のひとつであった適正な受益者負担についても、学校開放事業は、市民利用施設の考え方がなじまないことから、施設や備品の利用料金制度は導入せず、使用者（文化・スポーツクラブ（以下、「クラブ」という。）が、運営へ労務提供するとともに、夜間電気料や消耗品費など運営にかかる諸経費を負担する「クラブ型組織の運営する学校開放」へ移行することで対応しています。

1 文化・スポーツクラブによる自主的・自立的な運営

学校開放の運営事務については、登録団体や地域の方を中心に組織したクラブが、地域の実情や利用状況に合わせて、基本ルールとなる会則（規約）を定め、運営に必要な諸経費を負担し、自主・自立的に運営しています。

学校教職員は、学校施設の管理者として、クラブ顧問の立場から、学校開放事業を推進しています。

2 夜間照明電気料の納付

使用者は、校庭の夜間使用に限り納付していた電気料について、体育館、武道場の夜間利用についても納付しています。

《対 象》18 時から 21 時までの体育館、武道場、校庭の使用

《電気料》体育館：1 時間 150 円、武道場：1 時間 50 円、校庭：1 時間 700 円

※30 分及び半面使用（体育館、武道場）の場合は、半額

3 学校開放予約管理システム「なかまなび」（以下、予約管理システム）の導入

利用可能な施設と、その利用状況をインターネット上に載せることで、登録団体の利便性向上、クラブの自立化支援を図るとともに、公開性を高め、公平な利用を図っています。

また、登録団体が予約管理システムに入力することで、夜間照明電気料の計算や、年間の利用実績の管理が容易になるなど、クラブの事務負担の軽減にもつながっています。

4 地域に向けた自主事業への支援

平成 21 年度から、「地域貢献事業補助金」制度を設け、クラブによる地域住民を対象とした公益的事業の実施を支援しています。

※ 詳細は、21 ページをご確認下さい。

Ⅱ 学校開放について

1 学校開放事業の趣旨

学校開放事業は、生涯学習の振興を図るため、学校施設を、学校教育や部活動に支障のない範囲で、身近な文化・スポーツ活動などの場として、地域の皆さんに開放するものです。

「学校開放事業」とは、クラブへの学校施設の開放を指します。

(注) はまっ子ふれあいスクールや地域行事は「学校開放事業」ではありません。

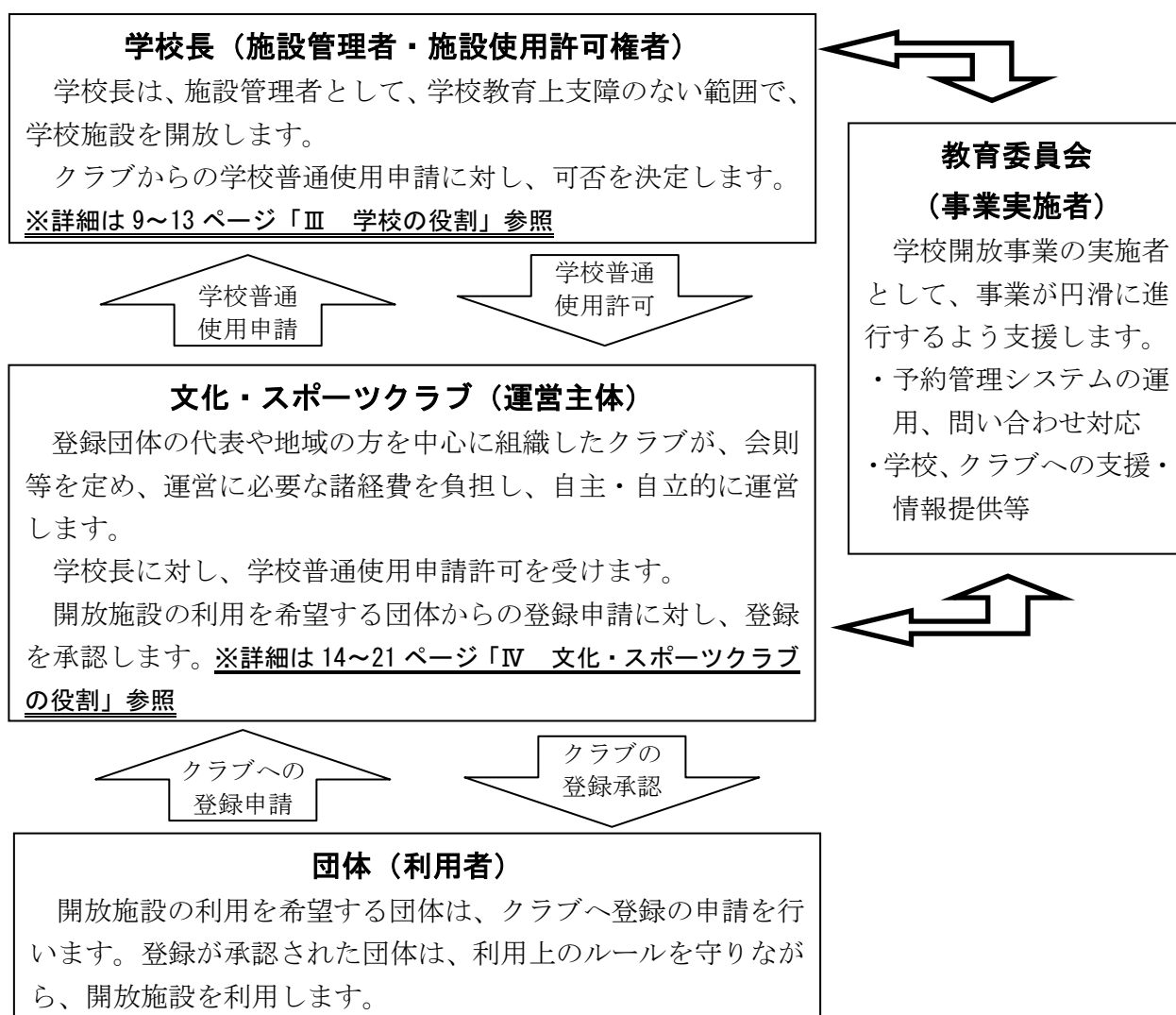
(注) 学校開放事業のうち市民図書室については、別の手引きを定めています。

関係法令においても、学校教育上支障のない限り、学校施設を社会教育のために利用するように努めなければならないとされています。

学校は、学校教育や部活動に支障のない範囲で積極的に学校施設を開放していくこと、クラブは、学校教育や部活動に支障のないよう、また近隣住民への迷惑がないように配慮することが望まれます。

お互いの立場を理解し、密に連携して、推進しましょう。

2 学校開放の運営体制



学校開放に関連する法令

●教育基本法

第12条

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

●学校教育法

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

●社会教育法

第6章 学校施設の使用

第44条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

第46条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を使用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第47条 第45条の規定による学校施設の使用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第1項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の使用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

●スポーツ基本法

第13条 学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

●学校図書館法

第4条

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に使用させることができる。

●日本国憲法

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその使用に供してはならない。

3 施設の使用許可

(1) 使用許可

学校開放は、「横浜市学校施設使用規則」に基づき、学校施設の目的外使用（普通使用の特例）とされ、施設管理者である学校長が許可権者となっています。

クラブは、学校長に対して、一括して学校施設の使用許可を申請し、使用許可を受けた上で、利用します。

(2) 利用上の約束事

学校は児童・生徒の教育の場です。クラブは、利用にあたり、学校教育及び学校管理上支障が生じないように、次の約束事を遵守してください。

また、施設利用上のマナーや約束事が守られていないとのことで、近隣住民の方々からのご指摘が増えていますので、クラブ内で、再度、徹底してください。

- 利用は、学校教育に支障のない範囲とし、学校の指示に従うこと。
- 学校が定める施設使用のきまりや、次頁の「利用上のルール・マナー」を守ること。

(3) 使用許可の取消し

使用許可後、学校行事や学校施設工事など学校事情により、使用許可を取り消すことがあります。また、使用にあたり、(2)の約束事を守れない場合、使用許可を取り消すことがあります。

(4) 使用の不許可

次のような使用は、許可できません。

- 営利を目的とする活動
- 政治を目的とする活動（公職選挙法に基づく活動を除く）
- 宗教を目的とする活動
- 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められる活動
- その他施設の管理上支障があると認められる活動

利用上のルール・マナー

■施設利用中の責任者を明確にします

- ・施設利用時の責任者を明らかにしておき、責任者の指示に従ってください。
- ・利用中に近隣住民等から苦情があった場合は、責任者が誠意をもって対応してください。

■自己責任のもと学校施設を使用します

- ・施設使用中に生じた事故は、登録団体の責任で対応してください。登録団体の責任者は、速やかにクラブ代表者・学校長へ事故報告してください。
- ・学校施設や備品に破損、故障を生じた場合は、過失であってもクラブに原状復帰（弁償）していただきます。学校教育に支障が生じますので、学校長の指示を仰ぎ、速やかに対応してください。

■鍵の授受及び施錠は責任を持って行います

- ・施設利用時は、学校とクラブであらかじめ定めた鍵の授受方法（鍵受渡簿など）により、クラブが施錠します。
- ・利用後は、消灯・施錠を必ず確認してください。

■清掃や器具の管理は責任をもって行います。

- ・使用した備品は、必ず元の場所に戻してください。
- ・トイレ、更衣室を含め使用した場所はきれいに清掃し、ごみは必ず持ち帰ってください。

■施設は、ルールやマナーを守り、責任をもって利用します

- ・騒音防止を徹底してください。学校の多くは住宅地にあり、特に夜間は音が響きますので、十分、注意してください。また、掛け声や指導時の声も騒音になりうることにご注意ください。
- ・使用を許可された時間を厳守してください。開始時の準備は開始時間以降、また終了時の片付けは終了時間前に行ってください。
- ・使用を許可された区域以外には、立ち入らないでください。
- ・火気の使用は禁止します。
- ・車やバイクでの来校・校内駐車は、原則禁止です。また、路上駐車は違反行為です。荷物の運搬等やむを得ず、車やバイクでの来校を希望する場合は、必要最小限とし、学校長の許可と指示を受けてください。
- ・学校敷地内は禁煙です。また、校門付近など学校周辺においても、近隣住民の方々からのご指摘が増えていますので、禁煙にご協力をお願いします。
- ・施設上、安全が確保できない場合は、硬球の使用はできません。

4 利用対象

利用対象は、開放校の学区内又は近隣地区に、居住・勤務する方による団体で、クラブが認めた団体です。

学校開放は、市民利用施設と異なり、地域の方を対象としています。

※ 団体として組織されていない個人での利用は、対象外となります。

※登録条件については各クラブごとに異なりますので、利用する学校のクラブに直接ご確認下さい。

5 利用方法（クラブへの登録方法）

新たに利用を希望する団体は、利用対象となる学校へ、クラブの連絡先を確認し、クラブへ利用登録を申し出ます。

クラブは、あらかじめ定めた登録規定（※）に基づき、登録の可否を決定します。

（※）学校は公共施設ですので、クラブは、正当な理由なく、新規登録を妨げることはできません。

クラブは、新規登録団体の予約管理システム使用を開始するため、団体から提出された「学校開放登録団体申請書」（写し）を教育委員会へ提出します。

6 使用の優先順位

学校施設は、学校開放事業のみならず、地域活動の場として様々な使用されます。

使用の優先順位に関する規定はありませんが、広く地域住民を対象とした公益的な活動は、地域の絆や相互の関係を強化し、地域全体で子どもを育む基盤づくりにつながることから、学校施設の使用の優先順位を次のとおりとします。

関係者間で事前に調整し、融通し合い、使用しましょう。

- (1) 学校教育の延長または密接不可分と学校長が認めるもの【目的内使用】(PTA等)
- (2) 広く地域住民を対象とした公益的な活動
 - ・市や区が主催・共催するもの(防災訓練、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ等)
 - ・クラブが主催する地域住民に向けた自主事業【学校開放事業】
 - ・自治会・町内会が行うもの(運動会、ソフトボール大会等)
 - ・スポーツ推進委員(旧体育指導委員)・青少年指導員が行うもの(スポーツ教室等)
- (3) クラブ登録団体による利用【学校開放事業】

7 開放施設

(1) 体育施設（校庭、体育館、武道場など）

学校教育や部活動に支障のない範囲で、校庭、体育館、武道場などの体育施設を開放します。

(2) 特別教室（音楽室、美術室、多目的室など）

地域の実情や学校施設の状況、学校長の意見などを考慮し、教育長が指定します。

- ※1) 学校事情が異なりますので、開放施設は学校ごとに異なります。
- ※2) 施設状況も学校ごとに異なりますので、施設を利用できる競技種目や活動内容なども学校ごとに異なります。

8 開放日・開放時間

学校長が指定した日、時間を開放します。

学校長は、学校教育や部活動、施設管理上に支障のない範囲で、決定します。

- ※1) 学校事情が異なりますので、開放日・時間は学校ごとに異なります。
- ※2) 学校行事が優先となりますので、急に利用できなくなることもあります。
- ※3) 近隣住民への配慮から、終了時間は21時を限度とします。終了後は、速やかな退出をお願いします。
- ※4) 体育施設の開放時間の目安は、次のとおりです。

土曜・日曜・祝日及び長期休業日	9:00～21:00
上記を除く平日	18:00～21:00

- ・早朝に利用する際は、特に周囲への騒音に配慮してください。
- ・開始時の準備は開始時間以降、また片付けは終了時間前に行ってください。
- ・校庭夜間照明の設置されていない学校では、校庭開放終了の目安は、18時までです。
- ※5) 特別教室の開放日・開放時間は、原則、次のとおりです。

開放日	週3日（日曜日、その他2日）
開放時間	学校調整



9 学校備品の使用

(1) 学校備品の使用

学校備品は、学校教育に支障のない範囲で、校長が許可したものを使用できます。あらかじめ、クラブと学校の双方で、貸与する学校備品の種類、状態、保管場所などを確認します。

(2) 学校備品の修理・交換（買い替え）

ア 使用者による破損・故障

学校備品の破損や故障は、学校教育に支障をきたすことになりかねませんので、事態の発生に備え、あらかじめ、速やかに学校長へ連絡が入る体制を整備しておく必要があります。

万が一、使用者による破損や故障が生じた場合は、過失であっても原因者負担となります。学校長の指示を仰ぎ、使用者の責任で、速やかに原状に復旧します。

イ 経年劣化・老朽化

学校備品は、学校教育のために公費で購入したものですので、経年劣化や老朽化による修理や交換（買い替え）に係る費用は、学校運営費（公費）での対応となり、クラブに費用負担させることはできません。限りある学校予算での対応となりますので、クラブの要望に答えられないケースもあります。

一方、学校備品でないものや、今後学校教育で使用しない備品については、公費では対応できませんので、クラブ運営費から捻出いただくこととなります。

○公費により学校が対応する例

- ・共用の学校備品を、利用団体が適切に使用していた際、老朽化のため破損した。
- ・体育館の照明の電球が、経年劣化により点灯しなくなった。

○クラブ及び利用者が対応する例

- ・共用の学校備品が、利用団体の誤った使用方法により、故障した。
- ・利用者が投げたボールにより、窓ガラスや壁面が破損した。
- ・学校教育では使用せず、利用団体のみが使用している学校備品が老朽化した。

※原則については記載の通りですが、各学校及びクラブの事情や事案の状況等により、個別にご対応ください。

(3) その他

クラブや登録団体が所有する備品や消耗品（清掃道具、ボール類、石灰など）を学校に保管することは、原則禁止です。

やむを得ず校内に保管する場合は、学校長の許可が必要です。この場合、所有者を表記するなど、学校備品との混同を防止します。

Ⅲ 学校の役割

1 学校の役割

学校開放事業において、学校（学校長）は、施設管理者として、クラブ顧問の立場から、次の役割を担います。

- ・学校施設の使用許可（学校開放施設・日・時間帯の確認、学校施設や学校備品の維持管理など）
- ・学校開放日・時間の管理（予約管理システム「スケジュール設定」入力）
- ・教育委員会とクラブとの連絡
- ・新規利用希望団体とクラブとの連絡調整
- ・クラブの運営、総会や利用調整会議の状況の把握
- ・その他、施設管理者として必要な事項

※ 登録団体間の連絡や、使用調整、会計事務など学校開放運営上の実務は、クラブが担います。

2 学校施設の使用許可

（1）開放施設、日、時間帯の確認

毎年度、学校は、開放できる施設・日・時間帯を、クラブに示します。

学校教育に支障が生じる等の理由により開放を廃止（一部廃止）する場合や、学校施設の工事等により、開放を休業（一部休業）する場合は、必ず、「学校開放事業廃止・休業届出書」を教育委員会へ提出します。

（2）学校施設の使用許可

クラブから、毎年度「横浜市学校施設使用許可申請書（学校開放用）」の提出を受け、内容を確認の上、校長印を押印し、許可書を交付します。

この際、使用許可後に、学校行事や学校施設工事などの学校事情や、クラブが施設使用上の約束事を守らない場合などに、使用許可を取り消すことがある旨、クラブへ伝達します。

また、6 ページの「6 使用の優先順位」のとおり、学校施設は学校開放事業のみならず、様々な地域活動に使用されますので、クラブを含め関係者間で融通し合い使用できるよう、学校は、調整します。

(3) 使用上の約束事の明示

使用にあたり、学校教育及び学校管理上支障が生じないように、施設使用のきまりを校内に掲示するなど、あらかじめクラブに対して使用上の約束事を明示します。

また、必要に応じて、使用上のルールやマナーを指示します。

(4) 学校施設や学校備品の維持管理

■車両での来校・校内駐車禁止

学校敷地内は、緊急車両を除き、原則駐車禁止ですので、学校開放事業においても、車やバイクでの来校・校内駐車は、原則禁止です。

ただし、クラブが荷物の運搬等やむを得ない理由により、車やバイクでの来校を希望する場合は、必要最小限の認められる範囲で、ご対応願います。

■学校敷地内での禁煙

学校敷地内は、全面禁煙ですので、学校開放事業においても、禁煙です。

校門付近など学校周辺においても、近隣住民の方々からのご指摘が増えていますので、禁煙へのご協力の呼びかけをお願いします。

■安全確保

学校ごとに施設状況が異なります。施設上、安全が確保できない場合は、硬球の使用はできません。

■付帯施設の使用

クラブが放送設備やスプリンクラー等付帯施設の使用を希望する場合は、学校教育に支障のない範囲で、ご対応願います。

■学校備品の使用

クラブが学校備品の使用を希望する場合は、学校教育に支障のない範囲で、ご対応願います。事故防止のため、あらかじめ、クラブと学校の双方で、貸与する学校備品の種類、状態、保管場所などを確認してください。

■学校施設や学校備品の破損への対応

使用者による破損や故障が生じた場合は、原因者負担となりますので、学校は、使用者へ原状復旧の指示をお願いします。

経年劣化や老朽化による場合には、学校が、学校運営費（公費）で対応します。

■その他

クラブや登録団体が所有する備品や消耗品（清掃道具、ボール類、石灰など）を学校に保管することは、原則禁止です。クラブがやむを得ず校内での保管を希望する場合は、学校教育に支障のない範囲で、ご対応願います。この場合、所有者を表記するなど学校備品と混同しないよう指示してください。

3 学校開放日、時間の管理（予約管理システム入力）

学校は、クラブや登録団体が予約管理システムに予約入力する前に、スケジュールを設定（開放できるコマを明示）する必要があります。学校は、予約管理システムの「管理者用画面」を「管理者用ID・パスワード」を使って開き、次の手順で入力します。

- ※ 管理者用ID・パスワードは、クラブ移行時に、学校へお渡ししています。紛失された場合は、教育委員会へご相談ください。
- ※ スケジュール設定（コマ埋め）は上書きできませんので、クラブや登録団体が先に予約入力（コマ埋め）してしまった場合には、入力した者へ予約の取消しを依頼してください。
- ※ 操作方法について、詳しくは、「横浜市学校開放予約管理システム操作ガイドブック」をご覧ください。

手順①

予約管理システムの「スケジュール設定」画面は、次ページのとおり初期設定されていますので、学校は、まず、クラブに対して年間一括して使用許可した日・時間帯に合わせて、画面のコマを修正します。（開放可能は「○」、非開放は「×」）

手順②

次に、学校は、学校行事などの学校教育、学校施設の工事、部活動、はまっ子ふれあいスクール、地域行事などの予定を、画面のコマに入力します。（学校行事「学」、工事「工」、地域行事「地」）

- ※ はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ、防災訓練・運動会などの地域行事などは、学校開放事業ではありませんので、学校が入力します。

予約管理システムの「スケジュール設定」画面の初期設定

◆小学校、高等学校、特別支援学校

校庭・テニスコート

月 ～ 金：終日 非開放
 土・日・祝：9時～18時 開放、18時以降 非開放
 長期休業期間：9時～18時 開放、18時以降 非開放

体育館

月 ～ 金：9時～18時 非開放、18時以降 開放
 土・日・祝：終日 開放
 長期休業期間：特別の設定なし。上記、月～金及び土・日・祝に同じ

特別教室

月 ～ 金：終日 非開放
 土・日・祝：終日 開放
 長期休業期間：特別の設定なし。上記、月～金及び土・日・祝に同じ

◆中学校

校庭・テニスコート

月 ～ 金：終日 非開放
 土・日・祝：終日 非開放
 長期休業期間：終日 非開放

体育館

月 ～ 金：9時～18時 非開放、18時以降 開放
 土・日・祝：9時～18時 非開放、18時以降 開放
 長期休業期間：9時～18時 非開放、18時以降 開放

特別教室

月 ～ 金：終日 非開放
 土・日・祝：終日 開放
 長期休業期間：特別の設定なし。上記、月～金及び土・日・祝に同じ

※「○横浜市立学校の管理運営に関する規則」で定める長期休業期間とは、3月26日～4月4日、7月21日～8月26日、12月26日～1月6日になります。

ただし、学校によって期間が異なります。

4 教育委員会とクラブとの連絡

教育委員会からの学校開放事業に係る通知は、学校とクラブの双方に必要な情報のため、学校メール便（学校開放専用ケース）により行います。学校は、届いた書類を確認の上、クラブ連絡担当者へお渡しください。

連絡漏れや遅滞のないようお願いします。

※ 登録団体間の連絡は、クラブが担うよう、ご助言をお願いします。

5 新規利用希望団体とクラブとの連絡調整

新たに利用を希望する団体は、まず、学校へ問い合わせますので、利用可能種目及び施設、特に、施設使用上の約束事について、説明した後、クラブ連絡担当者の連絡先をお伝えください。

※ 学校施設を継続して利用するのではなく、1回のみ利用等を希望する場合は、学校開放事業の性質と異なるため、クラブを経由せず学校長へ直接使用許可の申請をします。

6 クラブの運営状況の把握

学校開放の時間帯は、学校教職員は不在となりますので、現場確認することはできませんが、調整会議での状況報告や事故発生時の事故報告など、施設管理者として、クラブの運営状況を把握してください。

また、必要に応じて教育委員会にも情報提供してください。

Ⅳ 文化・スポーツクラブの役割

1 文化・スポーツクラブの役割

■クラブ構成者

登録団体の代表者のほか、自治会・町内会、スポーツ推進委員（旧体育指導委員）、青少年指導員、PTAの各代表など、地域の実情に合わせて構成員とします。

なお、学校教職員は学校施設の管理者として、クラブ顧問の立場から、学校開放事業を推進します。

■クラブの役割

- ①学校開放及びクラブの運営
- ②学校施設の使用許可申請及び学校との利用調整
- ③登録団体の登録・変更・抹消と使用調整
- ④運営経費（会費）執行管理
- ⑤予約管理システム入力
- ⑥夜間照明電気料のとりまとめ・納付
- ⑦施設使用中の安全管理
- ⑧クラブ自主事業（地域貢献事業）の企画・実施
- ⑨その他、学校開放に必要な事項

■クラブの運営経費

クラブの運営経費は、登録団体の会費等により賄います。

2 学校開放及びクラブの運営

クラブは、学校開放の管理運営を担う自主的・自立的な組織です。

- (1) クラブの役員、予算決算、会則に関する事などクラブの意思を決定する場として、総会を開催します。
- (2) クラブの基本的なルールである会則（規約）を地域の実情や学校開放の使用状況に合わせて作成し、必要に応じて見直しを行います。
- (3) 学校開放の管理運営に係る諸経費は、登録団体が負担します。必要に応じて、クラブ口座を開設し、適正な執行・管理を行います。
- (4) 学校及び教育委員会等関係機関との連絡・調整を行い、登録団体間の連絡・周知徹底を図り、安全で円滑な学校開放の管理運営を行います。

3 学校施設の使用許可申請及び学校行事等との利用調整

(1) クラブは、毎年度、「横浜市立学校施設使用許可申請書(学校開放用)」により、使用施設、時間等について学校長に申請し、許可を受けます。

※個人使用の市民図書室は除きます。

(2) 必要に応じ、学校行事や地域住民を対象とした公益的な活動での利用予定の確認と、利用の調整を行います。

4 利用団体の登録・変更・抹消と使用調整

(1) 利用団体の登録

ア 新規に利用を希望する団体があった場合の登録手順、審査基準を、あらかじめ会則等で定めておきます。

クラブは、正当な理由なく、新規利用希望団体の登録を拒むことはできません。

※審査の基準例

- ・営利、政治、宗教を目的とした活動を行っていないか
- ・使用ルールやマナーを遵守できるか
- ・学区内又は近隣地域の団体か
- ・多くの学校(クラブ)に使用登録をしていないか

【参考】「営利を目的としない活動」の考え方について

・営利を目的とした活動かどうかは、次の考え方に基づき判断してください。

①学校開放事業の目的(※)を達成するにふさわしい活動であること。

※地域住民の体育、文化活動の振興を図ること、青少年の健全育成と地域社会の発展に寄与すること。

②団体の会計事務が適正であること。

③会員に対して適正に報告され、会員相互の理解が得られていること。

※一般的には、主催者が参加者を募りその主催者が講師となって教室等を運営し、それを業としている場合は営利と考えられます。

新規団体に新たな時間枠を確保することが難しい場合には、既存団体との調整をお願いします。

新規団体を受け入れるための工夫(例)

①利用回数(曜日)を分け合う

例) 月4回(木曜)を月2回(木曜)、月2回(日曜)に ⇒ 月2回(木曜)、月2回(日曜)は新規団体へ

②利用時間を分け合う

例) 18時-21時を18時-19時半に ⇒ 19時半-21時は新規団体へ

③場所を分け合う

例) 利用人数が少ない団体同士で、体育館を半面ずつ使用

④種目を共有する

例) 利用を希望する種目の団体がすでに登録されている場合には、既存団体への加入を紹介

なお、登録を認められない場合には、必ず相手方に理由を説明するなど、真摯に対応していただくようお願いします。

イ 登録を承認したら、クラブは、新規団体に対して、ルールを守って施設を使用してもらうため、使用条件等を明記した「誓約書」の提出を求めます。

ウ 新規団体から提出された「学校開放利用団体登録申請書」について、クラブ処理欄を記入の上、写しを教育委員会へ提出します。

エ 教育委員会から「学校開放登録団体登録兼横浜市学校開放予約管理システム使用者登録確認書」をクラブあてに送付しますので、登録内容に誤りがないか確認した上で、写しをとり、原本を新規団体に渡してください。

この登録確認書には、予約管理システムを使用するための「カード番号、パスワード」が記載されています。

(2) 登録団体の変更

登録団体の名称や代表者、連絡者等に変更があった場合には、登録団体から「学校開放利用団体変更申請書」を提出してもらい、写しを教育委員会へ提出します。

(3) 登録団体の抹消

登録団体がクラブを退会する場合には、登録団体から「学校開放利用団体抹消申請書」を提出してもらい、写しを教育委員会へ提出します。

(4) 使用調整

登録団体の使用日時を、調整会議や予約管理システムの抽選機能により、調整します。予約管理システムに予約入力し、内容に変更があった場合は、訂正や取消しを入力します。

学校開放の登録団体は年々増えてきており、施設利用の件数も多くなってきています。既存の登録団体による既得権的な使用を行わず、多くの団体が公平に使用できるように心がけましょう。また、利用者間でのトラブルやクラブに対するご意見等は、クラブ内で話し合い、解決しましょう。

5 運営経費（会費）の執行管理

(1) 予算作成

クラブは、毎年度、一年間に想定される運営経費の予算を作成します。クラブの運営経費は登録団体の会費ですので、総会で予算の承認を行うなどクラブの総意で予算を決定します。

(運営経費例) 事務用品、電話や郵送料などの通信費、会議費、清掃用具、石灰代など

(2) 運営経費（会費）の設定

作成した予算額を賄うため、登録団体からの会費を設定します。

会費の設定は、予算額や登録団体数、利用頻度などクラブの状況により異なりますので、それに応じてクラブの総意で決定し、会則等に明記します。

- ※ 会費の名目例：年会費、月会費、登録料など
- ※ 会費の金額例：一年間の予算額を登録団体数で割る方法
- ※ 使用回数に応じて何段階かの金額を設定する方法 な

(3) 運営経費（会費）の集金

クラブは、会則等に基づき、登録団体からの会費を集金します。集金の方法は、クラブの状況に応じて、事務が煩雑にならない方法とします。

※ 会費の集金方法例

- ・ 調整会議など、登録団体が集まる日に集金する。
- ・ 月会費ではなく年会費にし、総会開催日を使用する。
- ・ クラブの口座に振り込む。 など

(4) 運営経費（会費）の執行管理

必要に応じて、クラブ口座を開設し、適正な執行・管理を行います。運営経費は、登録団体の会費ですので、クラブ内での会計監査や、総会での決算報告を行うなどクラブの責任で執行管理します。

6 予約管理システムの入力

登録団体が予約管理システムに予約（訂正・取消し）入力を行うことで、電気料金の算定や年間の使用実績の集計が容易になるなど、クラブの事務負担の軽減にもつながります。パソコンに不慣れな登録団体もあるかと思いますが、クラブ内で協力・調整いただきますようお願いいたします。

※ クラブが使用する「管理者用ID・パスワード」及び、登録団体が使用する「カード番号・パスワード」は、学校を通してクラブへお渡ししています。紛失された場合は、教育委員会へご相談ください。

(1) クラブのスケジュール設定

クラブは、予約管理システムの「管理者用画面」を「管理者用ID・パスワード」を使って開き、スケジュール設定を行います。

先に、学校が予約管理画面に学校行事、部活動、地域行事などのスケジュール設定（開放できるコマを明示）をしていますので、クラブは、開放日・時間帯を確認し、クラブ主催の自主事業の予定を設定（コマ埋め）します。

※ はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ、防災訓練・運動会などの地域行事などは、学校開放事業ではありませんので、学校が入力します。

※ スケジュール設定（コマ埋め）は上書きできませんので、学校や登録団体が先に予約入力（コマ埋め）してしまった場合には、入力した者へ予約の取消しを依頼してください。

※ スケジュールは、14か月先まで設定することができます。

操作方法について、詳しくは、「横浜市学校開放予約管理システム操作ガイドブック」をご覧ください。

(2) 登録団体の予約入力・訂正・取消し

登録団体は、予約管理システムの「予約申し込み画面」をカード番号とパスワードを使って開き、予約入力・訂正・取消します。

《入力期限》 ・ 予約入力・訂正：予約日前日まで入力可能

・ 予約の取消し：予約時間 10 分前まで入力可能

※ 登録団体の入力期限を過ぎると、教育委員会での処理となりますので、予約の訂正・取消し忘れがあった場合は、クラブから教育委員会へ「システム管理者への連絡票」を偶数月の 5 日までに必ず提出してください。

※ 操作方法について、詳しくは、「横浜市学校開放予約管理システム操作ガイドブック」をご覧ください。

(3) 各種帳票の出力

クラブは、予約管理システムの「管理者用画面」を「管理者用 ID・パスワード」を使って開き、【帳票・統計】から「収納明細」と「団体使用明細（領収書）」を出力できます。

「収納明細」では、

登録団体ごとの電気料確定額を確認できます。また、使用日・時間等の内訳を確認できます。

「団体使用明細（領収書）」では、

電気料の有無に関わらず、すべての使用について、登録団体ごとの使用日・時間等の実績を確認できます。

また、クラブが登録団体から電気料を領収した時に発行する領収書として使用できます。

(4) 月間スケジュールの印刷

クラブは、予約管理システムの「管理者用画面」を「管理者用 ID・パスワード」を使って開き、スケジュール照会画面の月間表示から、月間スケジュールの印刷ができます。

7 夜間照明電気料のとりまとめ・納付

(1) 電気料について

夜間の校庭、体育館、武道場の電気料実費相当額を納付いただいています。

《対 象》18時から21時の体育館、武道場、校庭夜間（ナイター照明）の使用
 《電気料》体育館：1時間150円、武道場：1時間50円、校庭：1時間700円
 ただし、30分及び半面使用（体育館・武道場）の場合は、半額になります。半面単位の使用には、予約管理システム上の設定が必要ですので、教育委員会へご連絡ください。

(2) 納付額（電気料）の確定

登録団体が予約管理システムに利用予約（変更があれば、訂正・取消し）を入力することで、予約管理システムにおいて、自動的に2か月ごとに計算が行われ、納付額（電気料）が確定します。

※ 例えば 4・5月使用分→6月10日に確定

(3) 納付額（電気料）のとりまとめ・納付

電気料の債務者はクラブ代表者（会長）です。登録団体が個別に納付するのではなく、クラブが登録団体から電気料をとりまとめ、一括して納付します。（各登録団体の電気料は、予約管理システム「管理者用画面」で確認できます。）

電気料の納付方法は、口座振替払いと納付書払いになります。

教育委員会では口座振替払いを勧めています。口座振替払いとするには、横浜銀行にクラブ口座を開設することが必要です。口座振替払いを希望する場合は、教育委員会へご連絡ください。教育委員会からクラブへ、「横浜銀行『口座振替依頼書』」をお送りしますので、クラブ口座を開設している横浜銀行本支店にて手続きを行ってください。（横浜銀行以外の金融機関口座では振替ができません。）

電気料確定・納付のサイクル （例）4・5月使用分について

- | | |
|---------|---|
| 6月5日まで | 登録団体による予約管理システムの入力は、予約及び予約訂正は前日まで、予約の取消しは予約時間10分前までが入力期限です。この期限を過ぎると、登録団体からの入力はできませんので、予約の訂正、取消し忘れがあった場合は、クラブが一括して教育委員会へ「システム管理者への連絡票」を提出します。 |
| 6月9日 | 予約管理システムにおいて、夜間に電気料の確定処理がされます。 |
| 6月10日以降 | 予約管理システム「管理者用画面」において、収納明細（登録団体ごとの使用明細）が出力できます。 |
| 6月中旬 | （納付書払いのクラブへ、学校メール便で納付書を送付します。） |
| 6月25日 | 口座振替日（または納付期限日） |

8 施設使用中の安全管理

クラブや登録団体は、施設使用にあたり鍵の管理や安全上の問題等への対応が必要となります。使用上の約束事を守り、施設管理者である学校長の指示に従って必要な対策を講じてください。

■鍵の管理

学校から鍵を預かる場合は、クラブは「借用書」を学校に提出する、学校とクラブ双方で「協定書」を結ぶ等、鍵の借用期間、鍵の管理者、返還方法等について明確にした上で、鍵の管理・運用を行います。

あらかじめ、クラブ内で、登録団体の使用時の受渡方法（「鍵受渡簿」等）を決め、適切な管理を行ってください。

■緊急時の連絡体制と事故報告

緊急事態発生に備え、あらかじめ緊急連絡網を作成します。

緊急事態が発生した場合には、必ず、学校へ報告することを徹底するとともに、再発防止に役立てるためにも、発生時の情報について収集し、記録してください。

また、必要に応じて教育委員会にも情報提供してください。

緊急連絡先例) 学校長、クラブ代表者、教育委員会、登録団体責任者、警察署、消防署

■安全・防犯対策

使用者に対し、使用中は門扉を閉めること、関係者以外の立ち入りが禁止されている場所には入らないことを周知徹底してください。

また、校舎内にある音楽室等特別教室では、昇降口での受付、パスカード・名札の着用などにより、不審者の侵入を抑制する対策を講じてください。

■非常口、自動体外式除細動器（AED）の設置場所の周知

非常口やAED設置場所は学校ごとに異なります。緊急事態発生時の避難や、使用者の心停止に備えるため、登録団体は、設置場所と使用方法をあらかじめ確認してください。学校開放使用者が使用できる場所にAEDが設置されていない場合には、緊急対応方法を学校長とあらかじめ決めておきましょう。

■学校との連絡

学校開放事業を円滑に進めるため、学校と定期的に情報交換を行い、その情報は、登録団体間においても、共有してください。

■登録団体間やクラブ内の使用ルール・マナーの周知徹底

登録団体の使用は、登録団体及びクラブの自己管理です。クラブは、新規団体登録時に、使用条件等を明記した「誓約書」の提出を求めるとともに、使用上の約束事の厳守を登録団体の責務として、周知してください。

登録団体が使用ルールを守らないときは、改善勧告を行い、従わない場合には使用を差し止めるなどの措置を講じてください。

■学校備品の修理や交換

開放利用に伴い学校備品の修理や交換が必要となった場合、速やかに学校へ連絡し、対応について相談してください。(10 ページ参照)

9 クラブ自主事業(地域貢献事業)の企画・実施

少子化・核家族化の進展、超高齢社会の到来を踏まえ、学校開放は、子どもの健全な育成、地域コミュニティの活性化、高齢者の健康保持など地域課題の解決に寄与するものであることが求められています。

身近な学校施設を、既存の登録団体の使用のみならず、より多くの人が集う地域の生涯学習拠点として、地域に向けた多種目、多年代に対応するスポーツ・文化活動を積極的に企画し、実施しましょう。

クラブが主催して次の事業を行う場合には、「地域貢献事業」として補助金交付の対象となります。

※地域貢献事業補助金の詳細については、別途、地域貢献事業補助金の手引きでご案内しています。

※地域貢献事業補助金の手引きについては、生涯学習ページ「はまなび」に掲載していますのでご参照ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakusyu/open/>

※事故発生時には、必ず教育委員会事務局 学校支援・地域連携課までご連絡ください。

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課
学校開放担当

TEL 671-3278

FAX 681-1414

V 安心して利用するために

1 事故防止及び講習会

学校開放事業では、自己責任のもとでの施設利用となりますので、学校開放で生じた事故は、施設設置者（施設管理者）の責任に帰するものを除き、すべて登録団体の責任となります。

スポーツ・レクリエーション活動においては、事故発生の可能性が非常に高くなります。万一、事故が発生した場合でも事故を大きなものにしないためには、指導者が負傷者への適切な応急処置ができる知識・技術を持つことが求められます。クラブ・登録団体の指導者は、使用上の約束事を守ることはもちろんのこと、指導にあたっては、参加者の年齢・体力・健康状態等に十分配慮し、個々人の発育・成長段階や条件に応じた適切な指導を行うよう努めてください。

また、横浜市では次のような各種講習会を開催していますので、クラブ関係者、登録団体指導員（特に少年・少女のスポーツ団体の指導員）など地域の指導者が積極的に参加するよう広く呼びかけてください。

●救命講習

講習会名	主催
<ul style="list-style-type: none">・普通救命講習 成人に対する心肺蘇生法、自動体外式除細動器(AED)の使用などを学ぶコース・上級救命講習 疾病者の管理法、副子固定法、熱傷の手当て、搬送法などを学ぶコース	(公社)横浜市防火防災協会 ☎714 - 9911

●横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座

講習会名	主催
<ul style="list-style-type: none">・スポーツリーダー養成講座・健康体力づくりインストラクター養成講座・地域クラブアシスタントマネージャー養成講座・アウトドアリーダー養成講座・レクリエーション講習会	(公財)横浜市体育協会 ☎640 - 0011
<ul style="list-style-type: none">・レクリエーション人材育成講習会	横浜市レクリエーション連合 ☎832 - 4338

2 保険制度

学校開放事業では、自己責任のもとでの施設使用となりますので、登録団体は、保険加入してください。スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動中の怪我や事故に対処するため、次のような保険制度があります。

(1) スポーツ安全保険

この保険は、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動等を行う5名以上のアマチュアの団体を対象に、往復途上を含めた団体活動中の傷害及び損害賠償責任を負う事故を補償するためのものです。急性心不全などの突然死に対しては、親族が負担した葬祭費用を補償します。（補償対象となる団体活動の内容により、掛金、補償内容は異なります。）

掛 金（1人年額） ※スポーツ活動の場合、 ・子ども 800円 （中学生以下） ・大人 1,850円 （高校生以上） 【平成26年度】	死 亡	最 高	2,000万円
	後 遺 障 害	最 高	3,000万円
	入 院	1日につき	4,000円
	通 院	1日につき	1,500円
	身 体 賠 償	1人につき	1億円限度
	身体・財物賠償合算	1事故につき	5億円限度
	葬 祭 費 用	突 然 死	180万円

【連絡先】（公財）スポーツ安全協会 神奈川県支部 ☎ 311-0653 FAX311-0637
 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1（県立スポーツ会館内）

(2) 横浜市市民活動保険

この保険は、ボランティア活動者を対象とした制度です。自主的に構成されたグループ・個人が行う無報酬（交通費等実費の支給を除く）で継続的・計画的に実施される公益性のある活動が対象となります。横浜市があらかじめ保険料を負担し、運営しています。事前の加入や登録の手続きは必要ありません。事故が起きた後に区役所に手続きをしていただき、市と保険会社が対象となるか審査を行います。

- ◆ 対象となる活動の例：各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判、絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
- ◆ 対象とならない活動の例：サークル活動、レクリエーション活動、競技の出場、行事・催し物への参加 等

掛 金 （無 料） 横浜市が保険料を負担 【平成26年度】	傷害事故	死 亡	1,000万円
		後 遺 障 害	40～1,000万円
		入院1日	3,500円
		通院1日	2,500円
	賠償責任事故	身 体 賠 償 1名	1億円
		1事故	5億円
		財 物 賠 償 1事故	500万円
		保管物賠償 1事故	500万円

【連絡先】 区役所総務課

※ これに限らず、民間の保険会社の商品もあります

■ 学校開放事業に関する要綱等

- ・ 学校体育施設の開放に関する要綱
 - ・ 特別教室の開放に関する要綱
 - ・ 横浜市立学校施設使用規則
 - ・ 横浜市立学校施設使用規則の運用について

 - ・ 文化・スポーツクラブ会則（作成例）
 - ・ 誓約書（作成例）
-

学校体育施設の開放に関する要綱

制 定 平成 8 年 4 月 1 日

最近改正 平成 25 年 9 月 6 日 教学第 1096 号（教育長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、学校開放事業の一環として実施する学校体育施設開放事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 この事業は、地域住民のスポーツ・レクリエーション等の活動の場として、学校教育活動に支障のない範囲で、市立学校の校庭、体育館等の体育施設を開放し、地域住民の体育活動及び文化活動の振興を図るとともに、地域と学校との連携により青少年の健全育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（管理及び運営）

第 3 条 学校体育施設の利用にあたっては、学校ごとに、別に定めるところにより文化・スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）を設置しなければならない。

2 学校体育施設開放に伴う管理及び運営は、クラブが行う。

（開放施設）

第 4 条 市立学校の校庭、体育館等体育施設を開放する。

2 格技場を保有する中学校については、これを開放施設とする。

3 その他、教育長が必要と認める場合には、他の学校施設を開放施設として指定することができる。

（開放日及び開放時間）

第 5 条 開放日及び開放時間は、学校教育活動、施設管理上において支障のない範囲とする。

（利用形態）

第 6 条 校庭、体育館、格技場等の利用は、原則として団体利用とする。

（利用対象）

第 7 条 利用対象は、開放校の学区内又は近隣地区に居住、勤務する者（団体）で、利用登録の手続きを行い、クラブが認めたものとする。

（利用登録）

第 8 条 前条に関する登録は、クラブの事務局において行う。

（利用種目）

第 9 条 利用種目については、クラブが認めたものとする。

（利用の禁止）

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を禁止する。

- （1）特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持または反対のための利用、その他政治活動のための利用と認められるとき。
- （2）特定の宗教の支持または反対のための利用、その他宗教的活動のための利用と認められるとき。
- （3）営利を目的とした利用と認められるとき。

(4) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(5) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(経費)

第11条 クラブの経費は、委託料、補助金、会費及びその他の収入をもって充てる。

(費用弁償)

第12条 校庭、体育館及び格技場の夜間照明設備の使用に係る光熱費（電気料）は、利用者の負担とし、市へ納付する。

(事故の責任)

第13条 施設利用によって生じた事故については、利用者の責任において負い、設置者の責任に帰する場合のみ設置者が負う。

(利用者の賠償責任)

第14条 利用者が開放中に施設、設備を故意又は重大な過失によって破損、滅失した場合は、これらを原状に復し、その賠償の責任を負わなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

なお、平成23年3月31日までの、文化・スポーツクラブへの移行期間中、移行前の組織については、各条中の「文化・スポーツクラブ」を「学校開放運営委員会」に、「クラブ」を「委員会」に読み替える。

2 校庭の夜間開放に関する要綱（平成8年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

特別教室の開放に関する要綱

制 定 昭和 55 年 8 月 11 日

最近改正 平成 20 年 2 月 20 日 教生第 1231 号（教育長決裁）

改 正 平成 22 年 4 月 1 日 教生第 1595 号（教育長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、学校開放事業の一環として実施する特別教室開放事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 この事業は、学校教育活動に支障のない範囲で、地域の身近な文化活動・社会教育活動の場として市立学校の特別教室を開放し、地域住民の文化活動の振興を図るとともに、地域と学校との連携により青少年の健全育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（開放校の指定）

第 3 条 特別教室を開放する学校（以下「開放校」という。）は、地域の実情、学校施設の状況及び学校長の意見等を考慮し、教育長が指定する。

（開放校の種別及び開放施設）

第 4 条 開放校は、市民図書室開放校と音楽室等特別教室開放校とに分類する。

2 市民図書室開放校は、原則として市立学校の余裕教室等に市民図書室を設置し開放する。

3 音楽室等特別教室開放校は、原則として市立学校の音楽室、美術室、調理室、被服室、金工室、木工室、理科室及び付帯設備（以下「音楽室等特別教室」という。）を開放する。

（管理及び運営）

第 5 条 特別教室の使用にあたっては、開放校ごとに、別に定めるところにより文化・スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）を設置しなければならない。

2 特別教室開放に伴う管理及び運営は、クラブが行う。

（開放日及び開放時間）

第 6 条 開放日は、学校教育活動、施設管理上において支障のない範囲とする。市民図書室開放校においては日曜日及びその他 1 日の週 2 日、音楽室等特別教室開放校においては日曜日及びその他 2 日の週 3 日開放することを原則とする。

2 開放時間帯は、学校と調整のうえ定めるものとする。

（使用形態）

第 7 条 市民図書室の開放は、クラブが購入する図書を市民の閲覧及び貸し出しに供する。

2 音楽室等特別教室にある設備・器材のうち、学校が指定するものは市民の使用に供

することができる。

3 市民図書室の使用は個人使用を原則とし、音楽室等特別教室の使用は団体使用を原則とする。

(使用対象)

第8条 使用対象は、開放校の学区内又は近隣地区に居住、勤務する者（団体）で、使用登録の手続きを行い、クラブが認めたものとする。

(使用登録)

第9条 前条に関する登録は、クラブの事務局において行う。

(使用種目)

第10条 使用種目については、クラブが認めたものとする。

(使用の禁止)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を禁止する。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持または反対のための使用、その他政治活動のための使用と認められるとき。
- (2) 特定の宗教の支持または反対のための使用、その他宗教的活動のための使用と認められるとき。
- (3) 営利を目的とした使用と認められるとき。
- (4) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (5) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(経費)

第12条 クラブの経費は、委託料、補助金、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事故の責任)

第13条 施設使用によって生じた事故については、使用者の責任において負い、設置者の責任に帰する場合のみ設置者が負う。

(使用者の賠償責任)

第14条 使用者が開放中の施設、設備を故意又は重大な過失によって破損、滅失した場合は、これらを原状に復し、その賠償の責任を負わなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和55年8月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
(特別教室使用促進事業に関する要綱の廃止)
- 2 特別教室使用促進事業に関する要綱(平成4年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

なお、平成23年3月31日までの、文化・スポーツクラブへの移行期間中、移行前の組織については、各条中の「文化・スポーツクラブ」を「学校開放運営委員会」に、「クラブ」を「委員会」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

横浜市立学校施設使用規則

制 定 昭和 45 年 7 月 25 日教委規則第 5 号
最近改正 平成 8 年 4 月 1 日教委規則第 14 号

横浜市立学校施設使用規則をここに公布する。

横浜市立学校施設使用規則

(趣旨)

第 1 条 横浜市立学校施設の目的外使用（以下「使用」という。）については、この規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 学校施設 横浜市立学校の用に供している土地及びその上の工作物をいう。
- (2) 普通使用 市民および市内の団体がスポーツ、レクリエーション、講習会、展示会及びその他の会場として学校施設を使用することをいう。
- (3) 特別使用 前号以外の目的で学校施設を使用することをいう。

(普通使用の申請及び許可)

第 3 条 普通使用の許可申請しようとするものは、横浜市立学校普通使用許可申請書(第 1 号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請を受けたときは、次の各号に掲げる場合を除き、これを許可するものとする。この場合において、区長は条件を付することができる。

- (1) 学校教育または学校管理に支障があるとき。
- (2) 政治、宗教及び営利を目的とする使用であるとき。ただし、衆議院議員、参議院議員、神奈川県議会議員若しくは横浜市会議員が当該選挙区で開催する議会報告又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の4の規定による推薦演説会若しくは同法第14章の3の規定による政談演説会（公職の候補者の推薦、支持その他選挙活動のための演説に限る。）の使用であるときは、この限りではない。

3 区長は、前項の規定に基づき普通使用を許可するときは、あらかじめ前項第 1 号に掲げる事項について当該学校長の意見を聞かなければならない。

4 区長は、第 2 項の規定に基づき普通使用を許可したときは、当該申請者に対し、横浜市立学校普通使用許可書（第 2 号様式）を交付するものとする。

(特別使用の申請及び許可)

第 4 条 特別使用の許可を申請しようとするものは、横浜市立学校特別使用許可申請書

(第3号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、特に必要またはやむを得ないと認めた場合に限り使用を許可することができる。この場合において、教育長は条件を付することができる。

3 教育長は、前項の規定に基づき特別使用を許可したときは、当該申請者に対し、横浜市立学校特別使用許可書(第4号様式)を交付するものとする。

(特別使用の使用期間)

第5条 学校施設の特別使用の期間(以下「使用期間」という。)は1年以内とする。ただし、必要に応じて更新することを妨げないものとし、1年以内とすることが著しく実情にそぐわない場合は、その必要の限度に応じて1年を超える使用期間を定めることができる。

(特別使用の使用料)

第6条 特別使用にかかる使用料については、横浜市公有財産規則(昭和39年3月横浜市規則第60号)の規定を準用する。

(使用上の義務)

第7条 学校施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用施設の維持保全をすること。
- (2) 使用施設を許可した目的以外の用に使用しないこと。
- (3) 使用施設を他の者に使用させないこと。
- (4) 使用施設の現状を変更し、またはこれに工作を加えないこと。
- (5) 使用期間が満了した場合または使用許可を取り消された場合は、使用者の負担でこれを原状に復して使用期間満了の日または普通使用については区長、特別使用については教育長(以下「区長または教育長」という。)が指定する期日までに使用施設を返還すること。
- (6) 区長または教育長が使用期間中学校施設の使用状況について調査するとき、または報告を求めたときはその調査を拒み、妨げ、または報告を怠ってはならないこと。
- (7) その他区長または教育長が指示する事項。

(使用許可の取り消し)

第8条 区長または教育長は、学校施設を使用させた場合において、次の各号の一に該当するときは、その使用許可を取り消すことができる。

- (1) 公用もしくは公共用に供するため必要を生じたとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件またはこの規則の規定に違反したとき。

(使用許可の失効)

第9条 学校施設を使用させた場合において、次の各号の一に該当するときは、その使用許可は、失効する。

(1) 使用者が死亡したときまたは所在不明になったとき。

(2) 使用者が法人（これに準ずるものを含む。以下同じ。）であるときは、この法人が解散したとき。

(光熱水料等の負担等)

第10条 学校施設を使用することに伴う光熱水料等及び使用施設について維持保全、改良その他の行為をするために支出する経費は、使用者の負担とする。

2 使用者は、使用期間が満了した場合または使用許可を取り消された場合において、当該学校施設に投じた必要費、有益費及びその他の費用があっても、これを請求できないものとする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意または過失によって使用施設を滅失し、もしくはき損したときまたは使用許可の条件に違反して損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 普通使用の場合において、参集者が故意または過失により使用施設を滅失し、もしくはき損したときは、使用者は当該参集者と連帯してその損害を賠償しなければならない。

(普通使用許可の特例)

第12条 学校施設を体育活動及び文化活動に使用するもので、教育長が指定した学校の当該目的のための普通使用の許可は、第3条の規定にかかわらず、当該学校長がこれを行なう。この場合において、第3条、第7条及び第8条中「区長」とあるのは「校長」に、第7条及び第8条中「区長及び教育長」とあるのは「校長及び教育長」と読み替えるものとし、第3条第3項の規定は適用しない。

(適用除外)

第13条 法律による使用については、この規則を適用しない。

(委任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(規則及び告示の廃止)

2 横浜市教育施設使用規則（昭和24年8月教育委員会規則第7号）及び「横浜市教育

施設使用規則第1条第5号の解釈について（昭和27年8月教育委員会告示第1847号の2）」は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則施行の際、現に学校施設を使用している者については、従前と同一の条件によりこの規則に基づいて許可されたものとみなす。

4 この規則施行の際、現に作成されている様式は、なお当分の間使用できるものとする。

附 則 （昭和52年6月教委規則第5号）

（施行期日）

1 この規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成2年3月教委規則第4号）

この規定は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 （平成6年3月教委規則第11号）

1 この規定は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則、横浜市教育委員会が管理する電子計算機処理等に係る個人情報保護に関する規則、横浜市立学校の学校医、学校歯科及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、横浜市立学校施設使用規則、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区並びに就学すべき学校の指定に関する規則、横浜市奨学条例施行規則、横浜市婦人会館条例施行規則、横浜市文化財保護条例施行規則、横浜市三殿台考古館条例施行規則、横浜市青少年野外活動センター条例施行規則、横浜市少年自然の家条例施行規則、横浜市スポーツセンター条例施行規則、横浜市教育文化センター条例施行規則及び視聴覚教材機材の貸出に関する規則の規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則 （平成8年3月教委規則第14号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

○横浜市立学校施設使用規則の運用について

制 定 昭和45年12月12日教委総第431号

最近改正 平成21年 3月31日教 施 第5192号

横浜市立学校施設使用規則運用基準

1 基本的趣旨

学校施設の目的外使用については、従来消極に解しきわめて限定した範囲でこれを許可する立場をとってきたが、今般普通使用については社会情勢の推移をふまえむしろ積極的に学校施設を市民及びその団体の使用に供することを原則とし、あわせて特別使用についてもその位置づけを明確にするため、標記規則を制定したものである。

2 用語の意義（規則第2条）

普通使用は、市民及び市内の団体が使用する場合または公共団体及び公共的団体が公の事業及び公葬その他公の儀式に使用する場合をいう。

特別使用は、普通使用以外のもので売店の設置等特別の目的をもってする使用をいう（例、売店、電柱、測定器機の設置及び測量等のための使用。但し、携帯電話やPHSのアンテナ、基地局の設置のための使用を除く）。

3 普通使用及び特別使用の許可申請手続（規則第3条）

- (1) 学校施設の目的外使用はすべて区長または学校長に許可申請書を提出してその許可を得なければならない。

ただし、学校長より設置を依頼した公衆電話については、許可を要しない。

なお、許可を要するのは学校施設の目的外使用にかかるものであって、学校教育の延長またはこれと密接不可分と認められる教職員、PTA、学校後援会及び同窓会の使用はこれを目的内使用とし学校長が取り扱うこととする。

- (2) 普通使用の許可申請手続

ア 申請者は、学校または区で申請書（第1号様式）の交付をうける。

イ 申請者は、申請書3部に必要事項を記入し当該学校長に提出する。

ウ 学校長は、学校教育上または学校管理上の支障の有無について区長あて副申する。（3部作成）

エ 申請者は、学校長の副申を得て区長に許可申請する。

オ 区長は、使用を許可する場合は、申請者の使用許可書（第2号様式）を交付する。

カ 申請者は、学校施設を使用するときは、学校長に使用許可書を呈示する。

- (3) いわゆる学校解放の場合の許可申請手続（規則第12条）

ア 申請者は、学校または区で申請書（第1号様式）の交付をうける。

イ 申請者は、申請書3部に必要事項を記入し、当該学校長に提出する。

ウ 学校長は、使用を許可する場合は、使用許可書（第2号様式）1部を交付し、その写し1部を区長に送付する。

エ 申請者は、学校施設を使用するときは、学校長に使用許可書を呈示する。

- (4) 特別使用の許可申請手続（規則第4条）

ア 申請者は、学校または教育委員会で特別使用許可申請書（第3号様式）の交付をうける。

- イ 申請者は、申請書 3 部に必要事項を記入し、当該学校長に提出する。
- ウ 学校長は、特別使用の許可について教育長に副申する。
- エ 申請者は、学校長の副申を得て教育長に許可申請する。
- オ 教育長は、使用許可する場合は、特別使用許可書（第 4 号様式）を申請者に交付する。
- カ 申請者は、学校施設を使用するときは、学校長に許可書を呈示する。

4 許可基準（規則第 3 条第 2 項）

学校施設を広く市民及びその団体の使用に供することは本規則の基本的立場であるが、そこには一定の制約が存することは当然であり、学校施設は学校教育を目的とする場であることから課せられる制約及び公有財産に対して要請される制約に服さなければならない。

普通使用の許可基準を設定するに際しては、憲法第 89 条、学校教育法第 85 条、地方自治法第 238 条の 4 及び学校施設の確保に関する政令が根拠法令となる。許可基準はこれ等諸法令のわく組の中で設定する必要がある、広く普通使用を認めていく立場から、現行諸法令が学校施設の目的外使用に課している制約の合理的理由をとらえて規定されなければならない。

この視点から、学校教育または学校管理に支障がなく、かつ政治、宗教及び営利を目的とするものでない限り普通使用を許可する立場を第 3 条第 2 項において明示したものである。

- (1) 「学校教育または学校管理に支障があるとき」は使用を許可しない。この規定は単に物理的支障（場所的余裕、教具、校具のき損、亡失のおそれ）のみならず、精神的支障（児童・生徒の精神面に悪影響を与える。）をも含む。学校施設はとりもなおさず学校教育を目的とする場であるからかなり多角的に解釈すべきものである。

従って、児童・生徒に対する教育的配慮の上から好ましくない催物は精神的支障（物理的支障がないとしても）があると考えられるので学校施設の使用は許可すべきでないことになる。

- (2) 「政治、宗教及び営利を目的とする使用」は許可しない。学校教育法第 85 条は、学校施設の目的外使用の積極的要件として「社会教育等公共のため」を規定している。本項は、原則として政治・宗教及び営利を目的とする使用以外のものについては使用を許可する趣旨である。

ア 政治

政治を目的とするとは、政治上の主張もしくは施策を推進し、支持もしくはこれに反対することをいう。なお、ただし書きに規定する議会報告会等については、許可する。

規則で許可される議会報告会等は、次のとおりとする。

○議会報告会

議員の種類	許可条件
衆議院小選挙区選出議員	横浜市に係る選挙区選出の者で当該選挙区内で報告する場合
衆議院比例代表選出議員	南関東選挙区選出の者で当該選挙区内で報告する場合
参議院選挙区選出議員	神奈川県選出の者で当該選挙区内で報告する場合
参議院比例代表区選出議員	
神奈川県議会議員	横浜市選出の者で当該選挙区内で報告する場合
横浜市議員	当該選挙区内で報告する場合

備考1 許可条件に適合する議員が自ら出席し、報告を行うためのものであること。

2 数名合同して報告会を行う場合は、すべての議員が許可条件に適合するものでなければならない。

3 主催者が議員であるとその他の者（例：議員後援会）であるとを問わない。

なお、議会報告は、議会における方法を議員が国民に報告するもので公共のためというものであり、国家機関たる面をもつ国民が能動的に国政に参加するにあたっては議会報告は判断の基礎資料の提供という点できわめて重要な意義をもつと考えられる。

議会報告は、その態様によっては公職選挙法が禁ずる事前運動となる場合もあるので別添「議会報告と事前選挙運動」（自治省選挙局長通知）を参照願いたい。

○ 演説会

演説会名称	選挙名	開催者	開催条件	開催期間
推薦演説会 (公選法第201条の4)	参議院(選挙区選出)議員選挙	政党その他の政治団体	都道府県の選挙管理委員会へ届出	候補者の届出日から当該選挙前日まで
政談演説会 (公職の候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説に限る。公選法第201条の11)	参議院議員の通常選挙	参議院名簿届出政党等又は10人以上の所属候補者を有する政党又はその他の政治団体	当該の選挙管理委員会へ届出	公示日から当該選挙前日まで
	参議院議員の再選挙又は補欠選挙	参議院名簿届出政党等又は1人以上の所属候補者を有する政党又はその他の政治団体		告示日から当該選挙前日まで
	県議会・市会議員選挙	3人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体		
	県知事・市長選挙	所属候補者又は支援候補者を有する政党その他の政治団体		

備考 衆議院小選挙区及び衆議院比例代表選挙にあつては、別に公職選挙法第 161 条の規定に基づく政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

また、公職選挙法に基づき公職の候補者が個人演説会等の会場として学校施設を使用する場合は、この規則とは別に同法により許可される。

イ 宗教

憲法は、信教の自由を保障するため国家と宗教を分離する。憲法第 89 条は、この国教分離をさらに財政的側面から裏付けるため「公金その他の公の

財産は……宗教上の組織……に対しこれを支出し、又はその使用に供してはならない。」と規定する。本号は、憲法の趣旨にそつて宗教を目的とするものについては使用を許可しないこととする。従つて、例えば宗教団体がチャリティショウを開催する場合のように、宗教団体であっても宗教を目的としない使用はこれを許可することができる。

ここにいう宗教は、主体として宗門、宗派、教派、教団、教会、司教区その他これ等に類する組織団体を含むものであり、行為態様としては、礼拝、祈とうその他の宗教上の行為、祝典、儀式または宗教上の行事をさすものである。

ウ 営利

営利を目的とする使用は「公共のため」という積極的要件を欠くものであるから使用は許可しない。

特定企業等の商品展示会は、結局は営利を目的とするものであり使用は許可すべきでないと考えられる。または主催者が収益の目的で入場料（名称のいかんを問わず）を徴収する場合は営利を目的とする使用とみなす。

なお、物の販売を行う場合であっても究極的には営利を目的とするものでないもの（社会福祉法人が自己の目的を達成するために行う事業の一環として物品を販売する場合等）は本号に抵触しない。

ただ、社会福祉法人に学校施設の使用を許可する場合に憲法第 89 条との関係で疑問が残る。それは第 89 条が「…公の支配に属しない慈善・教育若しくは博愛の事業に対し…」公の財産を使用せしめてはならないとしているからである。

「公の支配」の意義を狭く解すればこの使用許可は憲法に違反する事になろう。しかしながら社会福祉事業の果たす現代的意義、適当な施設の不足等の現状認識に立つてこの問題を考えるなら「公の支配」とは、公の財産を使用させるに際して監督に服せしめる程度のコントロールがきく関係と解すべきであろう。かく解することにより憲法第 89 条の趣旨とするところの国教分離、慈善・教育・博愛事業の自主性の保障及び公費濫用の抑制を侵すことなく社会的要求を充足することができると考えられる。以上のことから、社会福祉法人に学校施設を使用させるのは法的に支障はないものである。

5 条件

学校施設の目的外使用を許可するに際しては許可権者は条件を付することができる。

議会報告及び企業を行なう社内運動会を許可するにあたっては、事前運動、企業の宣伝にわたることのないよう特に条件を付することが望ましい。

6 使用料・光熱水費等

- (1) 普通使用については、使用料を徴収しないこととし、特別使用の使用料は横浜市公有財産規則を準用して、別表のとおり定める。
- (2) 使用料は、使用期間に係る分を当該使用の許可をした日から 1 か月以内一括して徴収する。ただし、使用期間が当該使用の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を 5 月 31 日までに全額徴収する。
また、納付すべき使用料が特に多額である場合その他の場合で、一時に全額の納付が困難であると認めるときは、その会計年度内で、3 回以内に分割徴収することができる。
- (3) 使用期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1 か月未満の端数があるときは、1 か月として計算するものとする。
- (4) 使用料の額を算出する基礎となる使用面積が 1 平方メートルに満たないとき、又はその面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは 1 平方メートルとして、使用の長さが 1 メートルに満たないとき、又はその長さに 1 メートル未満の端数があるときは 1 メートルとして計算するものとする。

(5) 公衆電話については、平成9年1月10日管財第678号の、自動販売機については、平成14年11月22日管財第659号・財契第157号の財政局長通知により使用料を徴収する。

(6) 公有財産規則第28条第1項第5号に基づく減免の項目及び減免額は次のとおりとする。

ア 国、他の地方公共団体、本市が使用する場合 全額免除

イ 教育長が必要と認めた教職員の通勤自家用車の学内駐車の場合 全額免除

ウ 地域的な市民の組織の使用に供する場合 全額免除

エ その他 申請の都度教育長が定める額

7 普通使用許可の特例（規則第12条）

本条は、いわゆる学校開放による使用についての特例を定めたもので、この場合は学校長が許可権者となる。

8 適用除外（規則第13条）

学校施設の目的外使用が直接法律に基づく場合はこの規則は適用しない。現行では、公職選挙法による個人演説会、災害救助法による立入検査等（同法第23条）及び電気事業法による一時使用等（同法第58条～第64条）がある。

9 適用期日

この運用について（平成21年3月31日改正）は、平成21年4月1日からの使用について適用する。

(別 表)

種 別		単 位	金 額 (円)
電柱その他これに類するもの (支線、支柱、支線柱を含む)	第一種電柱	1本につき1年	2,200
	第二種電柱		3,400
	第三種電柱		4,600
	第一種電話柱		2,000
	第二種電話柱		3,100
	第三種電話柱		4,300
	その他の柱類		200
鉄塔		占有面積1m ² につき1年	3,900
電線	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1m につき1年	20
	地下電線その他 地下に設ける線 類		12
水道管、下水道管、ガス管その他これ らに類するもの	外径が0.07m未 満のもの	長さ1m につき1年	83
	外径が0.07m以 上0.1m未満の もの		120
	外径が0.1m 以上0.15m未満 のもの		180
	外径が0.15m以 上0.2m未満の もの		240
	外径が0.2m 以上0.3m未満 のもの		350
	外径が0.3m 以上0.4m未満 のもの		470

	外径が 0.4 m 以上 0.7m未満 のもの	長さ 1 m につき 1 年	830
	外径が 0.7 m 以上 1 m未満の もの		1,200
	外径が 1 m以上 のもの		2,400
	ガス制圧器	1 基につき 1 年	3,900
道路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽等で地下に設 けられるもの		占有面積 1 m ² につき 1 年	850
標識		1 本につき 1 年	3,100
橋、道路、鉄道、及び軌道で高架のもの		その面積 1 m ² につき 1 年	1,700
郵便差出箱及び信書便差出箱		1 基につき 1 年	1,700
公衆電話所		1 基につき 1 年	3,900
天体、気象、土地観測施設		占有面積 1 m ² につき 1 年	310
工事用施設及び工事用材料置場		占有面積 1 m ² につき 1 か月	850
業として映画の撮影その他これに類する行為をする場合		1 校 1 日につき	12,400
その他の占有		占有面積 1 m ² につき 1 か月	420

- ※1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ）を支持するものをいう。
- ※2 第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいう。
- ※3 第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- ※4 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置するものに限る。以下同じ。）
- ※5 第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電話柱を支持するものをいう。
- ※6 第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

〈参考〉

議会報告と事前選挙運動

昭和 43 年 4 月自治選第 13 号

自治省選挙局長通知

(略)

例 1 時局講演会、国会報告演説会等開催告知ポスター、看板について真に政治活動として時局講演会、国会報告演説会等を開催する場合であって、当該ポスター看板が選挙運動のために使用する文書図画と認められないときは、掲示の方法、態様が社会通念に照らし妥当なものであるかぎり、何ら問題はない。しかし、次のような場合は違反となることが多いと考えられる。

- 1 当該ポスター、看板に投票依頼の文言がある場合
- 2 当該ポスター、看板にたとえば「参議院議員全国区立候補予定者何某」または「××党公認、△地方区何某」と記載されている場合
- 3 ポスター、看板の文言自体からは選挙運動のために使用する文書図画と推知することができなくとも
 - (1) 講演会開催の日時、場所が記載されていない場合または記載されている場合であっても、単に「○月下旬ごろ」、「街頭」等と記載されている場合
 - (2) 講演会会場の借入契約がない等講演会開催の計画がない場合
 - (3) 掲示を依頼する際に、講演会終了の後も撤去することなく掲示しておいてもらいたい旨の言辞がある場合
- 4 その他ポスター、看板の掲示の枚数、区域等および会場の収容規模、位置等の事情を総合的に勘案して、当該ポスター、看板の掲示が講演会等開催告知方法に藉口して行なう立候補予定者の氏名の普及宣伝方法であると認められる場合

(以下略)

〇〇学校文化・スポーツクラブ会則（例）

第1条（総則）

このクラブは「〇〇学校文化・スポーツクラブ（以下「クラブ」という）」と称し、所在地を横浜市立〇〇学校内とする。

第2条（目的）

クラブは学校施設を学校教育活動に支障のない範囲において、地域住民の文化・スポーツ活動のために開放し、青少年の健全育成及び地域社会の発展、生涯学習の推進、市民の文化・スポーツ活動の振興に資することを目的とする。

第3条（事業）

前条の目的を達成するため、クラブは次の事業を行う。

- (1) 学校開放及びクラブの運営に関する事
- (2) 地域住民向けの文化・スポーツ教室などの自主事業に関する事
- (3) 会員の登録受付、審査、承認、及び使用調整に関する事
- (4) 会員及び学校、教育委員会等関係機関との相互連絡・調整に関する事
- (5) 会費等の管理及び電気料の支払いに関する事
- (6) 市民図書に関する事
- (7) その他、学校開放に必要な事項に関する事

第4条（会員）

- 1 会員は〇〇学校の学区内の住民を中心に活動する文化団体及びスポーツ団体などの団体会員、自主的にクラブの活動に参加しようとする個人会員、並びに自治会・町内会代表、体育指導委員、青少年指導員、PTA代表などの運営会員とする。
- 2 団体会員及び個人会員になろうとする者は、会長に対し登録を申請し、その承認を得なければならない。
- 3 団体会員及び個人会員は会費等、定められた金額を納入しなければならない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、これを減免することができる。
- 4 会員は本規約を遵守しなければならない。
- 5 会員は会計簿等の閲覧を求める権利を有する。

第5条（役員）

- 1 クラブには以下の役員を置く。
会長1名、副会長若干名、理事（運営委員）若干名、事務局長1名、会計若干名、監事若干名、顧問若干名
- 2 会長はクラブを代表し、一切を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 4 理事（運営委員）は学校開放及びクラブの運営に関する職務を分掌する。

- 5 事務局長はクラブの事務を統括する。
- 6 会計はクラブ運営にかかる会計事務を行う。
- 7 監事はクラブの会計を監査する。
- 8 顧問はクラブの運営について必要な助言を行うものとし、学校職員等をもって充てる。
- 9 役員は総会で選出する。
- 10 役員の任期は総会から次の総会までとする。
- 11 役員は会員の互選により選出する。ただし以下の団体等からの選出について考慮するものとする。
町内会・自治会代表、体育指導委員、青少年指導員、市民図書室世話人代表、
PTA代表、その他総会において必要と認める団体の代表

第6条（会議・組織）

- 1 クラブに総会、運営委員会、部会を置く。
- 2 総会は1年に1度、定期に会長が招集する。ただし、3分の1以上の会員から要請があった場合は、臨時に開催しなければならない。また、開催の必要があると会長が判断したときは、臨時に招集することができる。
総会は以下の事項を審議、決定する。
役員を選出、予算及び決算、規約の改廃、クラブの合併・解散、その他重要な事項
- 3 運営委員会は総会から次の総会までの間、学校開放及びクラブの運営を行う。
- 4 部会として文化部会、スポーツ部会、市民図書部会を置く。
文化部会は文化団体の連絡調整を行う。スポーツ部会はスポーツ団体の連絡調整を行う。市民図書部会は市民図書の運営及び委託料の会計事務等を行う。
会長は、その他必要な部会を設置することができる。

第7条（会計）

- 1 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 1団体当たりの年会費は〇〇, 〇〇〇円、登録料（更新時を含む）は〇, 〇〇〇円とする。
- 3 会費等の管理及び横浜市への電気料納入については会計がこれを処理する。
- 4 監事は年1回以上、会計監査を行う。

附則 この会則は〇〇年〇月〇日から施行する。

誓約書(例)

〇〇学校文化・スポーツクラブ 様

私たちは、〇〇学校の学校開放施設を使用するにあたり、以下の使用ルールを誠実に守ります。
施設使用上のマナー違反や指定された場所以外の無断使用など、この誓約が守れなかった場合は、使用禁止や登録を抹消されても、異議を申し立てません。

- 火気は使用しません。
- 施設、備品の破損または事故が生じた場合は、すみやかに学校管理者または代行者に申し出て、その指示に従います。
- 使用時の事故については、使用者の責任及び負担となることを了承します。
- 使用後は原状に復し、清掃を行います。
- 用具の使用については、学校管理者に事前に相談します。
- 自家用車の使用を控え、使用する場合も事前に許可された台数のみを使用します。
- 学校敷地内禁煙を守り、敷地外であっても近隣住民等に迷惑がかからないように節度ある喫煙を心がけます。
- その他、近隣住民の迷惑になるような行為を行いません。
- 部活動を含む学校教育活動やはまっ子ふれあいスクール等の使用を優先し、学校行事等により、使用予約が取り消されたときも異議を申し立てません。
- 使用する学校のきまりに従い、秩序ある学校施設の使用と円滑な運営に協力します。

年 月 日

団体名_____

代表者氏名_____

■ 学校開放事業関係様式(平成 26 年度)

● 運営に関する様式等

- ・ 文化・スポーツクラブ役員・管理指導員・世話人名簿【様式 開-7】
 - ・ 市立学校普通使用許可申請書【様式 開-26】
-

平成 年度 文化・スポーツクラブ役員・世話人名簿

<クラブ役員>

役職名	氏名	住所	電話	選出基盤 ^{※1}
会長				
副会長				
副会長				
連絡責任者 ^{※2}				
電気料担当				

役職名	氏名	選出基盤 ^{※1}	役職名	氏名	選出基盤 ^{※1}
理事					
事務局長					
会計					
監事					
顧問					

※同一の役職者が複数置かれている場合には、全て記入してください。

<市民図書世話人>

役職名	氏名	住所	電話	選出基盤 ^{※1}
代表				

氏名	選出基盤 ^{※1}	氏名	選出基盤 ^{※1}	氏名	選出基盤 ^{※1}

※1 選出基盤：学校、町内会・自治会、PTA、登録団体、スポーツ推進委員、青少年指導員、管理指導員などを記入してください。

※2 連絡責任者：提出書類等について学校支援・地域連携課からの問合せに対応していただける方を記入してください。

横浜市立学校普通使用許可申請書 (学校開放用)

年 月 日

学校長

申請者: _____ 学校文化・スポーツクラブ

会長 _____

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、部活動を含む学校教育活動、
その他学校開放に優先する活動に支障のない範囲で、次のとおり学校施設の使用許可を申請します。

使用施設名	使用曜日	使用時間	備考
使用する施設を○で囲む	使用する曜日を○で囲む	状況に合わせ修正記入	
校庭	土・日曜日、休日	午前9時～午後6時	
	夜間 (平日、土日休日)	午後6時～午後9時	夜間照明設置校のみ
体育館	土・日曜日、休日	午前9時～午後9時	
	夜間 (平日、土日休日)	午後6時～午後9時	
特別教室 () ※教室名を記入	土・日曜日、休日	午前9時～午後 時	
	夜間 (平日、土日休日)	午後6時～午後9時	
その他 () ※開放施設名を記入	土・日曜日、休日	午前9時～午後 時	
	夜間 (平日、土日休日)	午後6時～午後9時	

横浜市立学校普通使用許可書 (学校開放用)

年 月 日

学校文化スポーツクラブ

会長 _____

学校長 印

年 月 日付けで申請がありました、市立学校の学校施設の普通使用を次の条件の
とおり許可します。

- 火気の使用は禁止します。
- 施設、備品の破損または事故が生じた場合は、すみやかに学校管理者または代行者に申し出て、指示に従ってください。
- 利用時の事故については、利用者の責任及び負担となりますのでご承知おきください。
- 利用後は原状に復し、清掃を行ってからお帰りください。
- 申請内容の変更、用具の利用については、学校管理者に事前にご相談ください。
- 使用許可内容にかかわらず、学校使用等により、予告なく許可を取り消すことがあります。
- その他、使用する学校のきまりに従い、秩序ある学校施設の利用と円滑な運営にご協力ください。
- 夜間使用 (午後6時から午後9時) については、1時間あたり校庭700円、体育館150円、格技場50円に実使用時間に乗じた額を、横浜市の指定した期日までに夜間照明電気料として横浜市に納付してください。

(コピーして正本はクラブ保管、写しは学校及び教育委員会保管)

横浜市学校開放事業

～学校施設開放の運営の手引き～

改訂発行日

平成31年 1月

編集・発行

横浜市教育委員会事務局

指導部学校支援・地域連携課

TEL (045) 671 - 3278

FAX (045) 681 - 1414